

移住支援金事業の概要

富山県

1 趣旨

東京圏への過度な一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的に、地方創生推進交付金を活用して移住者に対し支援金を支給することにより、U I J ターンによる就業者の創出を図るもの。

この制度を活用し、市町村、金融機関、商工会議所、商工会等との連携によりさらなる人手不足対策に取り組んでまいりたい。

2 事業主体

移住支援金：都道府県及び市町村（負担割合 国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4）

3 移住支援金支給額

単身で移住の場合： 60 万円

世帯で移住の場合： 100 万円

※移住した上で、起業した場合は起業支援金(最大200万円：負担割合 国1/2、県1/2)と合わせ最大300万円が支給される。

4 支援対象者の要件

- (1) 東京 23 区在住者又は東京 23 区への通勤者（住民票を移す直前に連続 5 年以上）
- (2) 東京圏以外の道府県等に移住した者
- (3) 移住地で中小企業等に就業又は起業した者

5 返還制度

- (1) 申請日から 5 年以内に移住支援金を受給した市町村から転出

※富山県内の統一ルールとして、移住促進を図る観点から、支援金受給者が富山県内で移動しても返還対象としない。

- (2) 申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞職 等

6 対象となる法人の要件

以下のすべてを満たす法人

- ・官公庁等でないこと
- ・資本金 10 億円以上の法人でないこと
- ・みなし大企業でないこと
- ・本社所在地が東京圏以外の地域であること 等

7 スケジュール（予定）

2 / 2 5 企業向け説明会

3 / 1 ~ 1 5 第 1 次企業募集

4 月上旬 事業開始

4 月下旬 ~ 移住支援金セミナー開催

8 申請先・支給方法

- (1) 支給希望者は、移住後 1 年以内かつ就業後 3 か月以上経過後に、市町村に申請
- (2) 市町村は、要件が満たされていることを確認後、申請者に移住支援金を支給

